

令和6年度 調整給付金のご案内

物価高騰対策の一環として、令和6年分の所得税および個人住民税について「定額減税」が実施されますが、その際定額減税しきれないと見込まれる方に対して、「調整給付金」の支給を行います。

対象者

次の要件を満たす者

令和6年1月1日時点において生駒市にお住まいの方で、令和6年分の所得税または令和6年度分の住民税において、定額減税しきれない方

※納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方、定額減税前の令和6年分推計所得税額および令和6年分の個人住民税所得割額がともに0円の方は対象外となります。

給付額算定方法

※本給付金は、差し押さえの対象とはなりません。

(1) と (2) の合算額を1万円単位に切り上げた額

(1) 所得税の定額減税可能額（3万円×減税対象人数）が、定額減税前の「令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）」を超えた金額

(2) 個人住民税の定額減税可能額（1万円×減税対象人数）が、定額減税前の「令和6年度分個人住民税所得割額」を超えた金額

減税対象人数＝納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族（国内居住者のみ）

(1) 所得税分調整給付額

定額減税可能額
3万円×（減税対象人数）

令和6年分推計所得税額
（令和5年分所得税額）
※定額減税前

= (1) 所得税分調整給付額

(2) 個人住民税分調整給付額

定額減税可能額
1万円×（減税対象人数）

令和6年度分個人住民税
所得割額
※定額減税前

= (2) 個人住民税分調整給付額

調整給付額＝(1)＋(2)※1万円単位に切り上げ算出をする。

支給対象と申請の有無

マイナンバーカードに公金受取口座
の設定がお済みの方

生駒市から
「支給のお知らせ」が届きます。
（※受取口座を変更する場合、返送必要）

詳しくは裏面①へ

マイナンバーカードに公金受取口座
の設定がお済みではない方

生駒市から
「支給要件確認書」が届きます。
（※返送必要）

詳しくは裏面②へ

給付手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

① マイナンバーカードに公金口座受取の設定がお済みの方

- 対象となる方には、生駒市から **8月上旬（予定）** に支給のお知らせを送付します。
 - a. 受取口座の変更がない方
⇒ 内容をご確認いただくだけで手続き不要で振込まれます。
 - b. 受取口座の変更をしたい方
⇒ 支給のお知らせ記載の期日までに下記コールセンターへご連絡ください。
※ 期日までにご連絡がない場合、支給のお知らせ記載の公金受取口座へお振込みします。ご了承ください。

② マイナンバーカードに公金口座受取の設定がお済みではない方

- 対象となる方には、生駒市から **8月上旬（予定）** に支給要件確認書を送付します。
必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒を使用して、支給要件確認書をご返送ください。市役所地下給付金担当窓口へご提出も可能です。
また、受取口座の設定にあたり、下記の書類が必要となります。
※受取口座設定に必要なもの（コピーが必要なものは、窓口でコピーすることも可能です。）
 1. 申請・請求者の本人確認書類の写し（コピー）※下記のいずれか1点が必要です。
申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等
 2. 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）
通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できる部分

給付金に関する

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

「令和6年度 調整給付金」

生駒市コールセンター（令和6年10月31日まで）

※対象者に該当しているかの確認等は、電話では受け付けておりません。



0120-150-215

受付時間 8:30～17:15（土日祝を除く）